

地域再生法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）	1
○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	29
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）	30
○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号）	33

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 地域再生基本方針（第四条―第四条の三）</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等（第五条―第十一条）</p> <p>第四章 地域再生協議会（第十二条）</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一節 地域再生基盤強化交付金の交付等（第十三条）</p> <p>第二節 地域再生支援利子補給金等の支給（第十四条・第十五条）</p> <p>第三節 特定地域再生事業に係る課税の特例（第十六条）</p> <p>第四節 地方債の特例（第十七条）</p> <p>第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第六節 地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の七―第十七条の十二）</p> <p>第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の十三）</p> <p>第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例（第十七条の十四）</p> <p>第九節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の十五―第十七条の十七）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 地域再生基本方針（第四条―第四条の三）</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等（第五条―第十一条）</p> <p>第四章 地域再生協議会（第十二条）</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一節 地域再生基盤強化交付金の交付等（第十三条）</p> <p>第二節 地域再生支援利子補給金等の支給（第十四条・第十五条）</p> <p>第三節 課税の特例（第十六条）</p> <p>第四節 地方債の特例（第十七条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二―第十七条の四）</p>

第十節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の十八―第十七条の二十）

第十一節 財産の処分の特例（第十八条）

第六章 地域再生推進法人（第十九条―第二十三条）

第七章 地域再生本部（第二十四条―第三十三条）

第八章 雑則（第三十四条―第三十七条）

第九章 罰則（第三十八条）

附則

（地域再生基本方針の策定）

第四条 （略）

2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 （略）

四 第五条第一項に規定する地域再生計画の同条第十六項の認定に関する基本的な事項

五 （略）

3 7 （略）

（地域再生計画の認定）

第五条 （略）

2・3 （略）

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

第六節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の五―第十七条の七）

第七節 財産の処分の特例（第十八条）

第六章 地域再生推進法人（第十九条―第二十三条）

第七章 地域再生本部（第二十四条―第三十三条）

第八章 雑則（第三十四条―第三十七条）

（新設）

附則

（地域再生基本方針の策定）

第四条 （略）

2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 （略）

四 第五条第一項に規定する地域再生計画の同条第十五項の認定に関する基本的な事項

五 （略）

3 7 （略）

（地域再生計画の認定）

第五条 （略）

2・3 （略）

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一・二 (略)

三 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十二号に規定する事業を除く。）であつて次に掲げるもの（次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イハ (略)

四 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの（第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。）に関する事項

五 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の七第六項において同じ。）その他政令で定める区域を除く。以下同じ。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再生拠点」という。）の形成並

一・二 (略)

三 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第八号に規定する事業を除く。）であつて次に掲げるもの（次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イハ (略)

(新設)

(新設)

びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るため
に行う事業であつて、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環
境の整備に資するものに関する事項

六| 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域におけ
る持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、
自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号
）第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第
十七条の十三において同じ。）が行うものに関する事項

七| 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第
百十二号）第五条第一項に規定する実施計画に従つて整備された同法
第四条第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項
に規定する工業等（以下この号及び第十七条の十四において単に「工
業等」という。）の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定め
る期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この
号において同じ。）に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用
地等の存する農村地域（同法第二条第一項に規定する農村地域をいう
。以下この号において同じ。）における産業の現状その他の事情に照
らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するもの
を導入する事業に関する事項

八|
(略)

九| 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項
に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域
計画（第十一項及び第十七条の十八において単に「構造改革特別区域

(新設)

(新設)

四|
(略)

五| 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項
に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域
計画（第十項及び第十七条の五において単に「構造改革特別区域計画

計画」という。)が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十| 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の十九において「中心市街地活性化基本計画」という。))が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十一| 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の二十において「産業集積形成等基本計画」という。))が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十二| (略)

5 (略)

6| 市町村は、第四項第七号に規定する事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。

7| 10| (略)

11| 地方公共団体は、第四項第九号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構

「という。)が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

六| 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の六において「中心市街地活性化基本計画」という。))が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

七| 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の七において「産業集積形成等基本計画」という。))が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

八| (略)

5 (略)

(新設)

6| 9| (略)

10| 地方公共団体は、第四項第五号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構

造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならぬ。

12| 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下この項において「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。次項及び第十四項において同じ。）の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第十四項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

13| (略)

14| 第十二項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）の所掌する事務並びに所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めらるるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならぬ。

11| 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下この項において「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。次項及び第十三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第十三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

12| (略)

13| 第十一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）の所掌する事務並びに所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めらるるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

15| 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第十二項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。

16|・17| (略)

18| 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十六項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(第三十五条を除き、以下単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

19| 内閣総理大臣は、第十六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十六項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十六項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十八項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(都市再生整備計画等の提出)

第六条の二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による当該地域に

14| 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第十一項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。

15|・16| (略)

17| 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十五項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(第三十五条を除き、以下単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

18| 内閣総理大臣は、第十五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十五項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十五項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十七項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(都市再生整備計画等の提出)

第六条の二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による当該地域に

おける地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五条第十六項の認定を行うものとする。

3・4 (略)

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第十六項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならぬ。

2 第五条第五項から第十九項まで及び前二条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第十六項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第十六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

おける地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五条第十五項の認定を行うものとする。

3・4 (略)

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第十五項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならぬ。

2 第五条第五項から第十八項まで及び前二条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第十五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第十五項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

きる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

4 第五条第十九項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第三節 特定地域再生事業に係る課税の特例

第十六条 (略)

第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等)

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画(地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知

きる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

4 第五条第十八項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第三節 課税の特例

第十六条 (略)

(新設)

(新設)

事（以下この条において「認定都道府県知事」という。）の認定を申請することができる。

一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業

二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（産業基盤が整備されていることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）において特定業務施設を整備する事業（前号に掲げるものを除く。）

2 地方活力向上地域特定業務施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び実施時期

二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の数その他従業員に関し内閣府令で定める事項

三 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定地域再生計画に適合すること。

二 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他従業員に関し内閣府令で定める要件に適合すること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

6 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地方活力向上地域特定業務施設整備事業の円滑化業務）

第十七条の三 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施を円滑化するため、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（認定事業者に対する課税の特例）

第十七条の四 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内に

（新設）

（新設）

において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十七条の五 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計

画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員（当該特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。）を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置）

第十七条の六 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に

（新設）

（新設）

係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定め
る場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五
年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度
における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団
体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措
置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇
年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定
した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措
置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額につ
いて当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控
除した額とする。

第六節 地域再生土地利用計画の作成等

（地域再生土地利用計画の作成）

第十七条の七 認定地方公共団体である市町村（以下「認定市町村」とい
う。）は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されて
いる集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及
び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画
（以下「地域再生土地利用計画」という。）を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県
農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成
員として加えるものとする。

（新設）

（新設）

3| 地域再生土地利用計画には、集落生活圏の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一| 地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する基本的な方針

二| 地域再生拠点を形成するために集落福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下この号において同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三| 農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域（以下この号及び第十七条の九において「農用地等保全利用区域」という。）並びに当該農用地等保全利用区域において農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四| 前三号に掲げるもののほか、地域における持続可能な公共交通網の形成に関する施策との連携に関する事項その他の地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

4| 地域再生土地利用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げ

る事項を記載することができる。

一 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該誘導施設の種類及び規模

ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

ニ その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

二 前号に掲げるもののほか、地域再生拠点区域における道路、公園その他の公共の用に供する施設及び建築物（建築基準法（昭和二十五年

法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。

）の整備並びに土地の利用に関する事項であつて、地域再生拠点の形成を図るために必要なものとして国土交通省令で定めるもの

5| 認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項（同

号の誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）の用に供する土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（

農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、当該整備誘

導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外

のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土

地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しよう

とするとき、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができることと認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができることと認められないこと。

五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の

効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

6 | 認定市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第十七条の十二第二項において「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項（整備誘導施設の整備として市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十七条の十二において同じ。）内において、当該整備誘導施設の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第一項において同じ。）の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は当該整備誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為（以下この項及び第十七条の十二第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるときは、同意をするものとする。

7 地域再生土地利用計画は、農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

8 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

9 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域再生土地利用計画の変更について準用する。

(建築等の届出等)

第十七条の八 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならない。

一 当該地域再生土地利用計画に記載された前条第三項第二号の誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該地域再生土地利用計画に記載

(新設)

された地域再生拠点区域内において行われるものを除く。）

二 当該地域再生土地利用計画（前条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）に記載された地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為（当該地域再生土地利用計画に記載された同項第一号に規定する事業に係るものを除く。）

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 その他認定市町村の条例で定める行為

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を認定市町村の長に届け出なければならない。

4 認定市町村の長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

5 認定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係

る地域再生拠点区域内の土地の取得又は当該届出に係る土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(農用地等の保全及び利用に関する認定市町村の援助等)

第十七条の九 認定市町村は、地域再生土地利用計画に即し、農用地等保

全利用区域内の農用地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。)を有する者(次項において「所有者等」という。)に対し、当該農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行っておらず、又は行わないおそれがある場合において、当該地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行うよう勧告することができる。

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の十 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された同条第四項第一号イに規定する実施主体(次項において「誘導施設整備事業者」という。)が、当該地域再生土地利用計

(新設)

(新設)

画に従って整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外
のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみな
す。

2 誘導施設整備事業者が、地域再生土地利用計画に従って整備誘導施設
の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧
地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益
を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があ
つたものとみなす。

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の十一 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土
地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を農用地区域か
ら除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整
備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

(開発許可等の特例)

第十七条の十二 市街化調整区域内において第十七条の七第一項の規定に
より作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築
の用に供する目的で行われる開発行為(都市計画法第三十四条各号に掲
げるものを除く。)は、同法第三十四条の規定の適用については、同条
第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画
法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規

(新設)

(新設)

定する開発区域以外の区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設に係る建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十三 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（第十七条の七第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができる。

2 | 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送者について準用する。

（新設）

（新設）

第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の十四 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第七号に規定する事業において導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

第九節 (略)

(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)

第十七条の十五 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域農林水産業振興施設の整備に関する計画(当該地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地であり、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下「地域農林水産業振興施設整備計画」という。)を作成することができる。

(新設)

(新設)

第五節 (略)

(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)

第十七条の二 認定地方公共団体である市町村(以下この条において「認定市町村」という。)は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域農林水産業振興施設の整備に関する計画(当該地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この条及び次条において同じ。))又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。))であり、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならない

いものに係るものに限る。以下「地域農林水産業振興施設整備計画」という。）を作成することができる。

2 (略)

3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 第五条第四項第八号に規定する事業の実施主体

二 四 (略)

4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 (略)

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第八号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

三 (略)

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第八号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められない

2 (略)

3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 第五条第四項第四号に規定する事業の実施主体

二 四 (略)

4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 (略)

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第四号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

三 (略)

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第四号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められない

らな。

五 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の十六 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五條第四項第八号に規定する事業の実施主体(次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。)が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四條第一項の許可があつたものとみなす。

2 (略)

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の十七 第十七条の十五第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三條第二項の規定は、適用しない。

こと。

五 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八條第二項第一号に規定する農用地区域をいう。第十七条の四において同じ。〔内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。〕

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の三 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五條第四項第四号に規定する事業の実施主体(次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。)が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四條第一項の許可があつたものとみなす。

2 (略)

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の四 第十七条の二第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三條第二項の規定は、適用しない。

第十節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

(構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)

第十七条の十八 第五条第四項第九号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなす。

(中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例)

第十七条の十九 第五条第四項第十号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定(同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなす。

(産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例)

第十七条の二十 第五条第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意(同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。)

第六節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

(構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)

第十七条の五 第五条第四項第五号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなす。

(中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例)

第十七条の六 第五条第四項第六号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定(同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなす。

(産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例)

第十七条の七 第五条第四項第七号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意(同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。)が

）があつたものとみなす。

第十一節 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例

第十八条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十二号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(地域再生推進法人の指定)

第十九条 地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2～4 (略)

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

あつたものとみなす。

第七節 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例

第十八条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第八号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(地域再生推進法人の指定)

第十九条 地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2～4 (略)

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見（第五条第十七項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。）に関すること。

三〇五（略）

第九章 罰則

第三十八条 第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見（第五条第十六項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。）に関すること。

三〇五（略）

（新設）

（新設）

改正案	現行
<p>第九十四条 前条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条の七第二項、<u>地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条の七第二項</u>、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「<u>地域歴史的風致法</u>」という。）第二十八条第二項並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第八項、第十四条第二項及び第四十二条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。</p> <p>2 前条第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、幹線道路の沿道の整備に関する法律第十条の二第四項及び第十条の七第一項、<u>地域再生法第十七条の七第六項並びに大規模災害からの復興に関する法律第十三条第九項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する指定都市等と、地域歴史的風致法第五条第四項の規定の適用については同項に規定する指定都市とみなす。</u></p>	<p>第九十四条 前条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条の七第二項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「<u>地域歴史的風致法</u>」という。）第二十八条第二項並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第八項、第十四条第二項及び第四十二条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。</p> <p>2 前条第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、幹線道路の沿道の整備に関する法律第十条の二第四項及び第十条の七第一項並びに大規模災害からの復興に関する法律第十三条第九項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する指定都市等と、<u>地域歴史的風致法第五条第四項の規定の適用については同項に規定する指定都市とみなす。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 九（略）</p> <p>九の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>十 二十二（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第十五条第一項第七号から第九号の二まで及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）</p> <p>四 八（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（区分経理）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十 二十二（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第十五条第一項第七号から第九号まで及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）</p> <p>四 八（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（区分経理）</p>

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）、同項第九号の二に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 五 (略)

2 (略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第九号の二及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあったものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 五 (略)

2 (略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあったものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2

(略)

2

(略)

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（都市再生特別措置法の一部改正）</p> <p>第十三条の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九十四条第二項中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。</p> <p>（地域再生法の一部改正）</p> <p>第十六条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第四項第五号中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。</p> <p>第十七条の七中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。</p> <p>6 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るものであって、第一号から第四号までに掲げる要件に該当するもの」と、「次に」とあるのは「第五号に」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（地域再生法の一部改正）</p> <p>第十六条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。</p>

第十七条の十三第一項中「第十七条の七第九項（同条第十項）」を「第十七条の七第十項（同条第十一項）」に改める。

第十七条の十五に次の一項を加える。

5 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「係る」とあるのは「係るものであつて、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号に」とする。

（地域再生法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第

号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

第十七条の二に次の一項を加える。

5 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「係る」とあるのは「係るものであつて、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号に」とする。

（新設）